

平成 26 年度奈良消費生活審議会議事録

日時：平成 27 年 2 月 19 日（木）

13:30-14:30

場所：奈良県文化会館第 2 会議室

司会進行：消費・生活安全課長

開会挨拶：くらし創造部長

【議題 1】 消費者教育に関する意識・実態調査について

【議題 2】 消費者教育推進部会（仮称）の設置並びに部会委員及び部会専門委員の指名について

――事務局説明――

（伊東会長）

先ほどの部長のごあいさつにもありましたけれども、部長から消費者教育の推進に関する施策の検討についての御依頼をいただいております。さて、今後県における消費者教育に関する施策について審議するため、専門的な機関を設ける必要があると考えております。つきましては、事務局から説明がありましたとおり消費生活条例第 8 条第 3 項の規定に基づきまして、審議会に消費者教育推進部会を置くことを提案させていただきます。消費者教育推進部会を設置することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員了承

（伊東会長）

それでは、部会の委員は消費生活条例施行規則第 5 条第 1 項で会長が指名することになっておりますので、私の方から部会の委員及び専門委員を指名させていただきます。

まず、消費者代表から北條委員、乾委員、岡波委員。事業者代表から辻委員、峯川委員、村上委員。学識経験者から坂東委員、大本委員。そして専門委員として福田専門委員と杉澤専門委員にお願いしたいと思います。以上の 10 名の方をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員及び専門委員了承

【議題 3】

消費者行政の推進について

- 消費者行政強化・活性化事業
- 市町村消費生活相談窓口の広域連携
- 平成26年度上半期における消費生活相談の概要について

(伊東会長)

それでは、議題の3、消費者行政の推進について、議題にある三点を一括して事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

--事務局説明--

(伊東会長)

さて、消費者教育に関する意識・実態調査につきましては、後ほど開催いたします消費者教育推進部会で詳細を検討していただくことといたしますが、以上の説明に対しまして御質問・御意見等がございますか。

何でも結構ですので、少しでも気になったことがあったら御意見をください。

それでは、私の方からちょっと御質問させていただきます。18頁、平成27年度当初予算事業概要で御説明していただき、事業内容のところでも具体的に出しましたが、早い話が、従来の政策にプラスして、今後は消費者教育に関する項目が加わったと理解してよろしいのでしょうか。

(事務局)

そうですね。

それから、消費者教育に関しては来年度に計画を策定することを考えていますけども、啓発についても(3)の消費者教育啓発事業で従来の講演会等に来る人だけを対象とするものではなくて、体験型、参加型の啓発活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

(伊東会長)

何か皆さんの方ではありませんか。

(乾委員)

いつもお世話になってありがとうございます。今回の消費者教育の方の消費者が限定されていて、すごく期待したところですが、13頁にあります悪質業者への対応不足というところで、県の方でも事業者の指導員などを置いて、悪質業者の対応を強化して下さっているということは聞いてはいるんですが、実際何かその対応で、こういう対応をしましたとかいうお話があれば教えていただきたいと思えます。

(事務局)

根本的なことはないのですが、警察も結構動いてくれていまして、一つは原野商法の二次被害の関係につきましては奈良県警が摘発したことで、全国的な動きにもなっています。それから引き続き点検商法等につきましても、今後とも協議もしながら対応をしていきたいなという考えです。

(乾委員)

点検商法というのは具体的にはどういうものですか。

(事務局)

リフォーム関係の商法ですね。「屋根瓦の点検をします。」ということを持ってきて、そして高額なリフォームの契約をさせるというものです。

(事務局)

「無料点検させていただきます。」と家に来られて、屋根に上られて「これは修理しなければならない箇所がたくさんありますよ。」と、事業者に言われたら、「あ、これはしなければいけないのかな。」と。実際はする必要がないところでも、そういう「修理しなければいけませんよ。」というように持ち掛けるような提案商法とかね。

(乾委員)

そういう業者に対する指導を考えてくださっているということですか。

(事務局)

通常、法執行に関しましては行政処分になりますと公表されるのですが、行政指導の場合、原則非公表になりまして、事業者の名前とかも外に出ないのですが、本年度も数件はさせていただいているところであります。

(村上委員)

確認なのですが、18 頁、事業内容（7）事業者専門指導事業（市町村支援）というところで、先ほどおっしゃられていた警察官のOBを1名配置するというのは、消費生活センターの中で配置されているという理解でいいですね。

(事務局)

そうです。

(村上委員)

では、(8)の事業者専門指導事業で法執行強化のために警察官OBを1名配置すると。これもそうなのですね。

(事務局)

そうです。法執行と市町村視点と両方の角度でやるということです。

(坂東委員)

1点だけですが、毎年同じことを言っているのですが、どうしようかと迷っていたのですが、消費生活相談員の定数については、14頁の左側の真ん中の定数が、平成23年度から平成24年度まで11.6人/日であったものが、平成25年度で11.2人/日に減っています。で、今回18頁のところの事業概要を見ますと、基本的には消費者教育の検討としても、11.2/日のままの予算要求になっていると思います。もちろん計画ができていない段階ですから、増員の要求にすぐつながらないことは理解をしておりますが、今後の検討の中で恐らく消費者教育の充実のためには、人員の増員についてより御努力をいただかざるを得ない。しかも、その選択機能を消費生活センターが持つということが重要になってくる可能性が強いと思いますので、この点については、今後の予算請求などで一定の御検討をいただきたいということを、僕は要望させていただきます。去年も同じことを言っていたと思いますが、ありがとうございます。

(伊東会長)

消費者教育を実際にやっていただく方々のためにも、先生の御意見は重要だと思いますので、御検討のほどをよろしくお願いします。

そのほかにございませんでしょうか。

それでは、委員の先生方から御意見・御要望は確定しましたが、平成27年の対応できる部分につきましては、細かく審議していただくとともに、平成27年度に反映できない部分につきましては、翌年度以降の事業に反映していただくよう、御検討のほどをよろしく願いいたします。